

サプライヤー サステナビリティ ガイドライン

2010 年 7 月 策定

2014 年 1 月 改訂

2017 年 10 月 改訂

2019 年 4 月 改訂

2022 年 5 月 改訂

2025 年 6 月 改訂

ヤマハ発動機株式会社

目次

1. はじめに
2. 本ガイドラインの位置づけと概要
3. 基本項目
 - ① 安全・品質
 - ② 人権
 - ③ 労働環境
 - ④ 環境への配慮
 - ⑤ リスクマネジメント(危機管理への対応)の実践
 - ⑥ コンプライアンスの徹底
 - ⑦ 適正な情報開示
4. サステナビリティ セルフ・アセスメント質問票(SAQ)
5. お取引先の皆様へ

1. はじめに

ヤマハ発動機グループは、「感動創造企業」を企業目的に、社会や地球環境との調和を図りながら、製品やサービスを通じて世界の人々に喜びや驚き、高揚感、そして豊かさや幸福感を提供し続けていくことを目指しています。これを実現するために私たちは、人と人とのつながりから生まれる共感を新しい価値を生む原動力とし、適正な企業統治の下、社会から信頼される企業として革新的で多様な製品やサービスを通じて下記の3つをサステナビリティ基本方針にて表明し、ヤマハらしい形で社会の課題解決と持続的発展に貢献していきます。

- 私たちは、国際ルール・法令を遵守するとともに腐敗防止に取り組み、公正・誠実に業務を遂行します。
- 私たちは、人権を尊重し、差別をせず、いかなる形であれ児童労働・強制労働は行いません。
- 私たちは、ステークホルダーとの関係を大切にし、適時かつ適正な情報開示を行います。

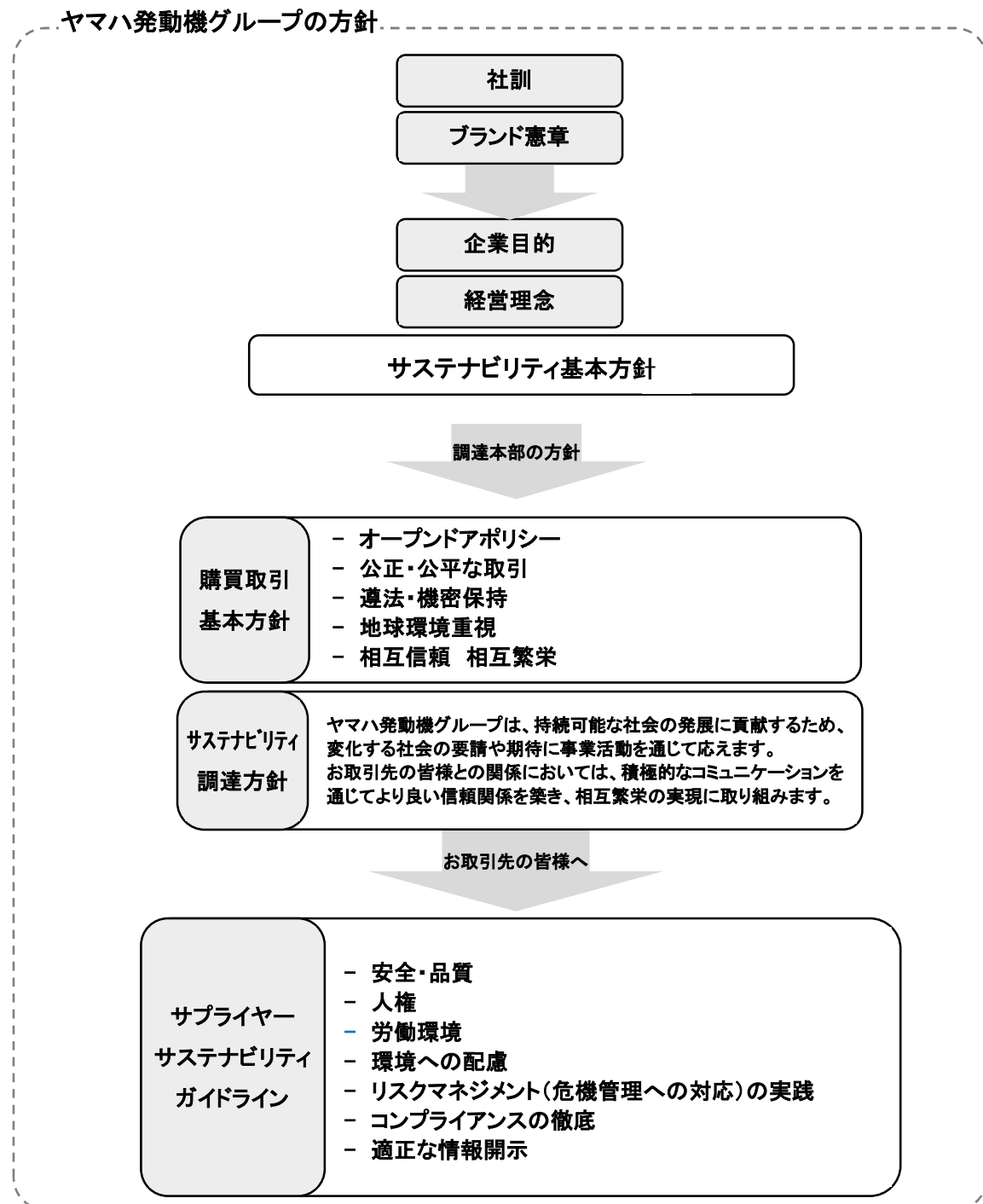
調達本部では、本社の方針に連動し、本「サプライヤーサステナビリティガイドライン」を定めサプライヤーの皆様への浸透を図ってきました。

企業を取り巻く環境は年々多様に変化しており、国際社会の期待や要請に対し、更なるサステナビリティ推進に取り組むべく、ガイドラインを見直し一部変更いたしました。本ガイドラインに基づきサプライチェーンにおけるデュー・ディリジェンスの実施や、地球環境保全・カーボンニュートラルに向けたサプライチェーン全体での取り組みを展開してまいります。

サプライヤーの皆様におかれましては、改めてこのガイドラインを参照され、自己点検を行いPDCAサイクルを推進し、サプライチェーン全体での取り組みを前提としたサステナビリティ推進活動に取り組んでいただくことをお願いします。

ヤマハ発動機株式会社
調達本部 本部長
増田 辰哉

2. 本ガイドラインの位置づけと概要



3. 基本項目

① 安全・品質

-顧客ニーズに応える製品・サービスの提供

顧客のニーズを把握して、社会的に有用な製品^(※)を開発・提供する。

※ 例えば、年齢・性別・障がいの有無などにかかわらず、誰もが利用しやすい製品。あるいは、省エネ、省資源、環境保全など地球に優しい製品。

-製品・サービスに関する適切な情報の提供

製品・サービスに関する適切な情報を消費者・顧客に提供する。

-製品・サービスの安全確保

各国・地域ごとに定められた安全法規等を満たした製品・サービスを生産・提供する。

-製品・サービスの品質確保・向上

品質を確保する全社的な仕組みを構築・運用する。品質確保のための工夫(取り組み、ノウハウ)について可能な範囲で情報共有するなど協力体制を構築し、さらなる品質向上に向け、取り組みの推進に努める。

② 人権

-人権の尊重

人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした、職場におけるあらゆる形態のハラスメントを許さない。

-差別の撤廃

あらゆる雇用の場面^(※)において、人種・民族や出身国籍・宗教・性別等を理由とした差別を行わない。

※ 応募、採用、昇進、賃金、解雇、退職、業務付与、懲罰など

-児童労働の禁止

各国・地域の法令による就労可能年齢に達しない児童の労働^(※)は認めず、若年労働者^(※)を危険有害業務に従事させない。

※ 国際労働機関(ILO)の「就業が認められるための最低年齢に関する条約(最低年齢条約)」においては、就業の最低年齢を義務教育終了年齢と定め、15歳(開発途上国の場合、14歳)未満の児童の労働禁止を定めている。健康、安全、道徳を損なうおそれのある就業については、18歳未満の若年の労働者の就業禁止を定めている。

-強制労働の禁止

全ての労働は自発的であること、および従業員が自由に離職できることを確実に保証し、搾取的・拘束的・隷属的労働、囚人労働などの非人道的な労働など強制労働は行わない。

-紛争鉱物^(※)等の不使用

人権侵害等の社会問題の原因となる原材料の不使用を目指し、原産地や流通経路について確認し、適切な対応に努める。

※ 紛争地域において武装勢力の資金源に供される鉱物など
(例として、スズ、タンタル、タングステン、金、コバルトなど)

-適正な賃金

最低賃金、超過勤務、賃金控除、出来高賃金、その他給付等に関する各国・地域の法令を遵守する。

※ 雇用条件の通知(賃金、福利厚生など。外国籍従業員に対しては、理解可能な言語での提供)などを含む

-適正な労働時間管理

従業員の労働時間(超過勤務を含む)の決定、および休日・年次有給休暇の付与その他について、各国・地域の法令を遵守する。

※ 雇用条件の通知(労働内容、労働時間・休暇など。外国籍従業員に対しては、理解可能な言語での提供)などを含む

-従業員との対話と協議

従業員の代表、もしくは従業員と、誠実に協議・対話する。

従業員が自由に結社する権利または結社しない権利を、各国・地域の法令に基づき認める。

-苦情処理メカニズムの整備

環境(大気汚染物質、工業廃水の流出・漏洩など)や人権(労働環境、ハラスメントなど)などの問題に関連するステークホルダーが相談可能な窓口を整備すること、通報者の秘密保持を担保すること、および報復措置などの不利益な取り扱いを受けないよう保護すること、などを含む苦情処理メカニズムの整備に努める。

-人権マネジメントの実践

国際的な規範とともに各国・地域の法令に従った人権を尊重した事業運営のため、適正な社内体制や全社的な仕組みを構築すること、デュー・ディリジェンスを実施すること、および継続的な運用・改善を行うこと、などを含む人権マネジメントの実践に努める。

③ 労働環境

-安全・健康な労働環境の整備

従業員の職務上の安全・健康の確保を最優先とし、事故・災害の未然防止に努める。

-機械設備の安全対策

全ての設備に対して安全に関する法規制など必要な要求事項を満足させる。危険な個所を特定し安全対策を実施する。危険源を特定・評価し、継続的にリスクの低減、最小化を図る。

-職場環境の整備 提供

職場・寮などの住居設備に関して、安全で健康的かつ快適な空間や環境を提供する。

-業務上の怪我および疾病

労働災害・業務上疾病の発生状況を常に把握するとともにそれら労働災害が発生した場合の対応を明確にし、適切な処置を行う。

-安全衛生に関するコミュニケーション

職場の安全衛生情報について、雇用時や作業開始時に留まらず、積極的な情報発信、定期的な情報更新を行い、事故防止に向けた周知に努める。

情報の掲示など、作業を担当する全ての従業員が理解できるよう言語や掲示場所等、工夫を心がける。

④ 環境への配慮

-環境マネジメントの実践

幅広い環境活動を推進するため、各国・地域の法令を遵守するとともに適正な社内体制や全社的な管理の仕組みを構築すること、デュー・ディリジェンスを実施すること、および継続的な運用・改善を行うこと、などを含む環境マネジメントの実践に努める。

-温室効果ガスの排出削減

気候変動への緩和に貢献するため、事業活動での温室効果ガスの排出管理を行い、削減活動を推進する。ならびにエネルギーの有効活用に取り組む。

-大気・水・土壌等の環境汚染防止

大気、水、土壌等の汚染防止に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、継続的な監視と汚染物質の削減を行い、環境汚染を防止する。

-省資源・廃棄物削減

廃棄物の適正処理・リサイクル等に関する各国・地域の法令を遵守するとともに、資源の有効活用を通じて廃棄物最終処分量の削減に取り組む。

-化学物質の適正な管理

人の健康や環境に深刻な影響の可能性がある化学物質などを特定し、安全な管理を行う。

製品については、各国・地域の法令で禁止された化学物質を当該国、地域において含有しない。製造工程においても、禁止された化学物質は使用しない。

各国・地域の法令で制限された化学物質に関しては、法令に基づき取扱い、指定された化学物質に関しては、法令に基づき量の把握・行政への報告を行う。

また、当社が「グリーン調達ガイドライン」で定める化学物質について管理を行う。

-生物多様性の保全

自社の事業活動が生態系に与える直接・間接的影響について検討を行い、生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組む。

⑤ リスクマネジメント（危機管理への対応）の実践

－緊急事態対応への準備

緊急事態^(※1)に対する基本方針や行動指針を整備し、さまざまな緊急事態への対応方法^(※2)を事前に検討し、有事に対する責任と権限を明確にする。

また、事故や火災が発生した際の被害を最小に抑えるための手順・ルール・設備の整備、教育訓練、防災設備の設置・点検など施策を実施する。

※1 自然災害(地震、津波、豪雨、洪水など)、火災、爆発、化学物質(有害物質)の漏洩、労働災害など

※2 避難経路・手順の確認や外部との連絡手段の確保、行政機関への報告・手続きに必要となる情報の確認など

－緊急事態発生に対する対応

緊急事態が発生した場合の報告フローが明確になっており、適時適正に情報が伝達される仕組みが出来ている。これらの情報を基に速やかに対策が検討・決断され、指示が発信される仕組みを構築する。

－危機管理のPDCA

緊急事態収束後に活動の実績に対する評価・分析が実施され、ノウハウの蓄積がされており、PDCAを展開する仕組みが構築できている。

－クリティカル原材料の把握

製品を生産するうえで、特定のサプライヤーからの供給に依存しており、供給が途絶すると生産停止などにつながるリスクが高いと思われる原材料およびクリティカル原材料^(※)を把握する。

※ 単独のサプライヤーからの供給に依存し、供給元のサプライヤーにおいても1拠点での生産が行われている原材料

⑥ コンプライアンスの徹底

-法令の遵守

各国・地域の法令並びにそれらの精神を遵守する。

コンプライアンス徹底のための方針や体制、行動指針を定め、研修・教育等の啓発を行う。

-内部通報制度の整備

法令違反が疑われるなど業務上の懸念事項について通報可能な窓口を整備すること、通報者の秘密保持を担保すること、および報復措置などの不利益を被らないよう保護すること、などを含む内部通報制度の整備に努める。

-公正な取引

各国・地域の競争法を遵守して、私的独占、不当な取引制限（カルテル、入札談合等）、不公正な取引方法、優越的地位の濫用などの行為を行わない。

-腐敗防止

政治献金・寄付等は各国・地域の法令に基づき実施し、政治・行政と透明かつ公正な関係づくりに努める。

不当な利益・優遇措置の取得や維持を目的に、公務員(みなし公務員含む^(※))やビジネスパートナーに対して、接待・贈答・金銭の授受・供与は行わない。

※ 国営・国有機関(企業、組織(国立大学、独立行政法人など))職員、公的国際機関(国連関連機関など)職員など

-利益相反

個人の利益のために会社の利益を損なう行為やその誤解を生じる行為を行わない。個人と会社の利益の相反を生じないために必要な行動を取る。

-インサイダー取引の禁止

職務上の立場によって知り得た未公開情報に基づく株式売買等の自己の利益を図る行為を行わない。

-個人情報・機密情報の管理・保護

顧客・第三者・自社従業員の個人情報、および顧客・第三者の機密情報は、正当な方法で入手するとともに、厳重に管理し、適正な範囲で利用し保護する。

上記情報へのアクセス権を適切に付与し、不正アクセスや紛失・盗難時のリスク低

減に努める。

情報システムを適切に運用し、ウイルスや脆弱性に対して、対策が十分に行われているか定期的にモニタリングを行い、対策が不十分と認められる場合、適時適切な対策を実施する。

-安全保障貿易管理の徹底

各国・地域の法令等で規制される技術や物品等の輸入および輸出に関して、適切な手続と管理を行う。また製品の軍事転用可能性などを考慮し、需要者の用途確認を行い、法令への抵触可能性を確認する。

-知的財産の保護

自社が保有あるいは自社に帰属する知的財産権^(※)を保護するとともに、第三者知的財産の不正入手および使用・権利侵害を行わない。

※ 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権など

⑦ 適正な情報開示

-ステークホルダーへの適時・適正な情報の開示

財務状況・業績、事業活動の内容などの情報を、ステークホルダーに対し適時・適正に開示するとともに、オープンで公正なコミュニケーションを通じてステークホルダーとの相互理解と信頼関係の維持・発展に努める。

4. サステナビリティ セルフ・アセスメント質問票(SAQ)

サステナビリティの取り組みについて、仕入先各社が自己診断、自主改善できるように点検項目についてサステナビリティ セルフ・アセスメント質問票を用意しました。当ガイドラインに基づき、自己点検と必要な項目については改善を実施頂き、継続的な運用をお願い致します。

※別表参照

5. お取引先の皆様へ

サプライヤーサステナビリティガイドラインの内容についてご理解いただき、積極的に実務展開いただくことで当社グループに期待されている持続可能な社会の実現のために貢献する事が出来ると考えております。特に下記項目につき徹底いただくことをお願い致します。

1) 法令遵守

法令を遵守し社会通念上の慣習を尊重することが求められております。
本ガイドラインの記載事項の遵守徹底をお願い致します。

2) 体制構築

本ガイドライン推進のため、社内体制を構築・整備し、継続的に運用改善を行うことで法令・規範の違反が発生しない風土の醸成をお願い致します。

3) サステナビリティ活動の評価と遵守状況の確認

お取引先の皆様が本ガイドラインを遵守いただいていることの評価と確認をさせていただくため、関連するデータおよび書類の提出、現地調査をお願いする場合があります。

4) サプライチェーンへの周知徹底

お取引先の皆様の調達先、委託先に加えサプライチェーン全体にも、本ガイドラインの周知徹底とより一層の推進をお願い致します。

5) 本ガイドラインの合意確認

お取引先の皆様が本ガイドラインの理解と内容に同意したことの確認として「サプライヤーサステナビリティガイドライン合意確認書」の提出をお願い致します。

6) 法令違反等の違反発生時の措置

お取引先の皆様の事業活動において違反や重大な事案が発生した場合には、弊社への即時報告、その後に原因調査とその結果、さらに再発防止対策の提出をお願い致します。適切な対策が行われないなどの場合には、新規見積依頼書の発行停止などの措置をとらせていただく場合があります。

サプライヤーサステナビリティガイドライン合意確認書

本ガイドラインを受取られた全てのお取引先の皆様に、代表者による「サプライヤーサステナビリティガイドライン合意確認書」へのご署名と提出をお願い致します。

本確認書へのご署名により、お取引先様が全ての項目と条件を了承し、弊社へ供給されるすべての部品、材料およびサービスに関し、本ガイドラインに合意されている事の確認とさせていただきます。

貴社名：

取引先コード：

署名者の所属部署、役職：

署名者の氏名：

署名者の Email アドレス：

署名日：

署名（直筆または記名+代表者印）：

※本書面は、調達担当者までご提出をお願い致します。

※尚、サプライヤーの皆さまにはサステナビリティ セルフ・アセスメント質問票（SAQ）ご提出時に、最新版の内容確認をお願いすることがありますので、その際はご協力をお願いします。